

中央新幹線（東京都・名古屋市間）
環境影響評価書

【長野県】

平成 26 年 8 月

東海旅客鉄道株式会社

まえがき

中央新幹線（東京都・大阪市間）については、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年5月18日法律第71号）（以下「全幹法」という。）に基づき、平成23年5月20日に、国土交通大臣が、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）を営業主及び建設主体に指名し、同月26日、整備計画を決定のうえ、翌27日、当社に対して建設の指示を行った。

当社は、中央新幹線の建設を自己負担で進めることとしており、まずは、東京都・名古屋市間について、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）に基づき手続きを進めてきた。名古屋市・大阪市間については、名古屋市までの開業後、経営体力を回復した上で着手する計画である。

中央新幹線の事業の実施にあたっては、環境の保全に十分配慮して計画を進めることが重要であり、責任ある建設主体としてできる限り環境影響の回避又は低減を図っていく考えである。

まず、平成23年6月7日及び同年8月5日には、他の事業に先駆け、当時施行前であった「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年4月27日法律第27号）の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、概略の路線及び駅位置を選定し、我が国初の「中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）としてとりまとめ、公表した。

平成23年9月27日には、環境影響評価法及び「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日運輸省令第35号）（以下「国土交通省令」という。）に基づき、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書（長野県）」（以下「方法書」という。）を作成、公告するとともに、自主的に計58回に及ぶ方法書説明会を開催した。平成24年2月24日、方法書についての環境の保全の見地からの長野県知事の意見を受け取り、この知事意見を勘案するとともに環境の保全の見地からの意見を有する方の意見に配慮し、整備新幹線や、最新の他の環境影響評価事例に拠ることはもとより、山梨リニア実験線の知見を踏まえ、磁界など中央新幹線に特有の事項を付け加えて、幅広く環境影響評価の項目を設定し、積極的に確立された最新の手法を取り入れて、調査、予測及び評価の手法を選定した。これらに基づき環境影響評価の作業を行うとともに、詳細な路線及び駅位置等の絞り込みを行い、平成25年9月20日に調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書（長野県）」（以下「準備書」という。）を公告した。

その後、計92回の準備書説明会を開催するとともに、準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する方の意見を募集し、平成25年11月25日、当該意見の概要とそれに対する事業者の見解を長野県知事及び関係する市町村長に送付した。また、公告後、沿線の都県により開催された環境影響評価技術委員会等に当社は事業者として参加するなどし、委員からの質問や資料の要請に対し、より分かりやすい資料を提供しつつ回答するなど、誠実かつ的確な対応に努めた。これらを経て、平成26年3月20日、準備書についての環境の保全の見地からの長野県知事意見を受け取った。

この知事意見に十分な検討を加えるとともに、環境の保全の見地からの意見を有する方の意見に配慮し、準備書を一部修正して、平成26年4月23日に「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（長野県）」（以下「評価書」という。）を国土交通大臣に送付し、平成26年7月18日に国土交通大臣意見を受け取った。

今般、当社は、国土交通大臣意見の一つ一つについて十分検討した上で、評価書を一部修正して補正後の評価書としてとりまとめ、これを公表するものである。

今後とも、事業の推進にあたり、関係する自治体及び地域にお住まいの方々のご理解とご協力を頂きながら、環境の保全に十分配慮し、新たな環境保全技術などの知見を取り入れ、引き続き環境影響の回避又は低減を図っていく所存である。

第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況…………… 4-1-1

4-1 地域特性の概要…………… 4-1-1

4-2 地域特性…………… 4-2-1-1

4-2-1 自然的状況…………… 4-2-1-1

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況…………… 4-2-1-1

(2) 水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質

その他の水に係る環境の状況…………… 4-2-1-44

(3) 土壌及び地盤の状況…………… 4-2-1-69

(4) 地形及び地質の状況…………… 4-2-1-81

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況…………… 4-2-1-117

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況…………… 4-2-1-165

4-2-2 社会的状況…………… 4-2-2-1

(1) 人口及び産業の状況…………… 4-2-2-1

(2) 土地利用の状況…………… 4-2-2-5

(3) 地下水の利用の状況…………… 4-2-2-29

(4) 交通の状況…………… 4-2-2-39

(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が

特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況…………… 4-2-2-49

(6) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域

その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況…………… 4-2-2-66

(7) その他の事項…………… 4-2-2-76

**第5章 計画段階配慮事項、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を
とりまとめたもの並びに配慮書及び方法書について環境の保全の見地から
の意見の概要及び事業者の見解**…………… 5-1

5-1 計画段階配慮事項…………… 5-1

5-1-1 大気環境…………… 5-1

5-1-2 水環境…………… 5-3

5-1-3 土壌環境・その他…………… 5-5

5-1-4 動物・植物・生態系…………… 5-8

5-1-5 人と自然との触れ合い…………… 5-14

5-1-6 環境への負荷…………… 5-15

5-2	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果 をとりまとめたもの	5-17
5-2-1	区間の設定	5-17
5-2-2	大気環境	5-19
5-2-3	水環境	5-36
5-2-4	土壌環境・その他	5-43
5-2-5	動物・植物・生態系	5-57
5-2-6	人と自然との触れ合い	5-84
5-2-7	環境への負荷	5-88

5-3	配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要 及び事業者の見解	5-93
5-3-1	意見の募集結果	5-93
5-3-2	意見の概要（まとめ）	5-94
5-3-3	行政機関からの意見と事業者の見解	5-97
5-3-4	一般からの意見の概要と事業者の見解	5-134

5-4	方法書について環境の保全の見地からの意見の概要 及び事業者の見解	5-163
5-4-1	意見の状況	5-163
5-4-2	環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要 及びそれについての事業者見解	5-163
5-4-3	長野県知事の環境の保全の見地からの意見 及びそれについての事業者見解	5-269

第6章	準備書について環境の保全の見地からの意見の概要 及び事業者の見解	6-1
-----	-------------------------------------	-----

6-1	意見の状況	6-1
6-2	環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要 及びそれについての事業者見解	6-1
6-3	長野県知事の環境の保全の見地からの意見 及びそれについての事業者見解	6-194

第7章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	7-1
7-1	環境影響評価の項目の選定	7-1
7-2	調査、予測及び評価の手法の選定	7-7
7-3	専門家等による技術的助言	7-57
第8章	環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	8-1-1-1
8-1	大気環境	8-1-1-1
8-1-1	大気質	8-1-1-1
8-1-2	騒音	8-1-2-1
8-1-3	振動	8-1-3-1
8-1-4	微気圧波	8-1-4-1
8-1-5	低周波音	8-1-5-1
8-2	水環境	8-2-1-1
8-2-1	水質	8-2-1-1
8-2-2	水底の底質	8-2-2-1
8-2-3	地下水の水質及び水位	8-2-3-1
8-2-4	水資源	8-2-4-1
8-3	土壌環境・その他	8-3-1-1
8-3-1	重要な地形及び地質	8-3-1-1
8-3-2	土地の安定性	8-3-2-1
8-3-3	地盤沈下	8-3-3-1
8-3-4	土壌汚染	8-3-4-1
8-3-5	日照阻害	8-3-5-1
8-3-6	電波障害	8-3-6-1
8-3-7	文化財	8-3-7-1
8-3-8	磁界	8-3-8-1
8-4	動物・植物・生態系	8-4-1-1
8-4-1	動物	8-4-1-1
8-4-2	植物	8-4-2-1
8-4-3	生態系	8-4-3-1
8-5	人と自然との触れ合い	8-5-1-1
8-5-1	景観	8-5-1-1
8-5-2	人と自然との触れ合いの活動の場	8-5-2-1
8-6	環境への負荷	8-6-1-1
8-6-1	廃棄物等	8-6-1-1
8-6-2	温室効果ガス	8-6-2-1

第9章 環境影響評価項目に関する環境の保全のための措置	9-1
9-1 大気環境	9-2
9-1-1 大気質	9-2
9-1-2 騒音	9-10
9-1-3 振動	9-16
9-1-4 微気圧波	9-21
9-1-5 低周波音	9-23
9-2 水環境	9-24
9-2-1 水質	9-24
9-2-2 水底の底質	9-31
9-2-3 地下水の水質及び水位	9-32
9-2-4 水資源	9-34
9-3 土壌環境・その他	9-41
9-3-1 重要な地形及び地質	9-41
9-3-2 土地の安定性	9-42
9-3-3 地盤沈下	9-43
9-3-4 土壌汚染	9-44
9-3-5 日照阻害	9-47
9-3-6 電波障害	9-48
9-3-7 文化財	9-50
9-3-8 磁界	9-54
9-4 動物・植物・生態系	9-55
9-4-1 動物	9-55
9-4-2 植物	9-58
9-4-3 生態系	9-62
9-5 人と自然との触れ合い	9-66
9-5-1 景観	9-66
9-5-2 人と自然との触れ合いの活動の場	9-69
9-6 環境への負荷	9-72
9-6-1 廃棄物等	9-72
9-6-2 温室効果ガス	9-75
9-7 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが 困難な付帯施設に関する環境保全措置	9-77

第10章	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境 の状況に応じて講ずるものである場合における、 当該環境の状況の把握のための措置	10-1
10-1	予測の不確実性が大きい場合及び 環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合の調査	10-1
10-1-1	事後調査を行うこととした理由	10-1
10-1-2	事後調査の項目及び手法	10-1
10-1-3	事後調査の結果の公表方法	10-1
10-1-4	調査の実施者	10-1
10-2	具体的な位置・規模等の計画を明らかに することが困難な付帯施設に関する 環境保全措置の内容をより詳細なものにするための調査	10-9
10-2-1	調査及び影響検討項目	10-9
10-2-2	調査手法	10-10
10-2-3	影響検討手法	10-17
10-2-4	環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針	10-23
10-2-5	結果の公表の方法	10-23
第11章	対象事業に係る環境影響の総合的な評価	11-1
第12章	環境影響評価準備書と補正前の環境影響評価書との相違点	12-1
第13章	国土交通大臣の意見に対する事業者の対応	13-1
第14章	評価書の補正	14-1
第15章	環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して 行った場合にはその者の氏名及び住所	15-1
資料編		(別冊)
資料編 (非公開版)		(別冊)
環境影響評価関連図		(別冊)

本事業の評価書は全線（東京都・名古屋市間）を都県ごとに作成しており、本評価書はそのうちの長野県についてとりまとめたものである。